

## 平成22年度試験 B—1

1. これから午後の試験を始めます。
2. 問題を読み始める前に、B—2の各頁にあなたの受験番号を記入して下さい。
3. 試験B—1は、実務に関する試験の問題で、全部で6問あります。
4. 試験問題をよく読んで、解答をB—2の各欄に正確に記入して下さい。  
問1については、B—2の1頁から12頁までです。  
問2については、B—2の13頁から14頁までです。  
問3については、B—2の15頁です。  
問4については、B—2の16頁から19頁までです。  
問5については、B—2の20頁です。  
問6については、B—2の20頁です。
5. 解答時間は、3時間です。

あなたの受験番号

(問 1) 別紙1の資料(1.現形図 2.従前の土地の明細 3.換地図 4.換地の明細)により、換地計画書(B-2の1頁から12頁までの地区総計表、所有権に関する明細、所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細、その他特別の定めをする土地の明細、換地設計総括表(1.(2)団地計画の内容)、土地改良法第53条第1項ただし書きに係る同意書、不換地・特別減歩申出書、創設換地取得同意書)を作成しなさい。

(作成上の留意事項)

1. 斜線を引いた欄は、記入しなくてよい。
2. 所有権以外の権利又は処分の制限がなく、かつ、不換地又は特別減歩を行わない場合は、所有権に関する明細中組合せごとの「換地交付基準額」、「換地交付基準地積」、「地積の増減の割合」、「清算金」欄の記入は、省略してよい。
3. 各筆換地等明細書は、該当する権利者等の住所及び氏名又は名称並びに土地の所在を必ず記入すること。また、換地と従前の土地の組合せが明らかになり、かつ、その組合せごとの換地及び従前の土地の各筆が明らかになるよう、それぞれに横線を引いて区分すること。
4. 賃借権のある土地の換地清算金は、耕作者を対象とすること。
5. 地積を特に減じて換地を定めた従前の土地にあつては、所有権に関する明細中「記事」欄の記入は、省略してよい。
6. 担保権設定のある土地は、補償金等の供託は行わないものとする。
7. 事業主体は富士田土地改良区とする。

(問 2) 別紙2の登記事項証明書(7筆)により、従前地各筆調書(B-2の13頁から14頁)を作成しなさい。

(作成上の留意事項)

1. 斜線を引いた欄は、記入しなくてよい。
2. 表題部・権利部の記録証明は、試験の便宜上省略するものとする。

(問 3) 谷彰一が所有者として登記されている土地について、代位登記を申請する必要があるので、別紙3の除籍謄本、原戸籍謄本、全部事項証明書の範囲内で相続人を調査し、本籍及び氏名並びに法定相続分を(B-2の15頁)に記入しなさい。

(作成上の留意事項)

新戸籍編製につき除籍となっている者については、新戸籍地で生存しているものとする。

(問 4) 下記に掲げる土地(6筆)について、登記申請書(B-2の16頁から19頁)を作成しなさい。

(作成上の留意事項)

1. 登記申請書には、「登記の目的」、「原因」、「被代位者(所有者)」、「不動産の表示」等の各該当欄( )に必要な事項を記入すること。
2. 下記の整理番号1から3までは別紙4の相続関係説明図、整理番号4及び5は別紙5の所有権登記名義人関係書類、整理番号6は別紙6の地積測量図を参照のこと。
3. 解答の記入に際しては、下記の整理番号とB-2の整理番号が一致するように記入すること。

整理番号	登記簿に記載された土地の表示				登記簿に記載された所有者			備考
	所在	地番	地目	地積㎡	住所	氏名	持分	
1	村田市上野字北田	20番	畑	1321		三浦 力		相続関係説明図参照のこと。 ただし、所有権の登記がない(未登記の土地)。
2	村上市松中宇小田	313番1	田	780	田原郡村上町 大里字松山21番地5	(共有者) 平山 和幸	2/5	相続関係説明図参照のこと。 相続を要しない。
					村上市 松中宇天神11番地25	(共有者) 松田 良一	3/5	
3	川中市大町字下田	150番	田	1350	川中市 小里字小平32番地	毛利 哲夫		相続関係説明図参照のこと。
4	上田市子松字宝田	105番3	田	1021	上田市 子松字中山123番地	中田まき子		氏名の変更 所有権登記名義人関係書類参照のこと。
5	川田市桜田字和泉	213番	畑	1290	黒川郡川田町 八幡字渡田25番地	黒沢 正三		住所の変更 所有権登記名義人関係書類参照のこと。
6	大山市小川字大沢	155番	田	1333	大山市 石川字大谷32番地	土佐 正		土地分筆、地積測量図参照のこと。 (測量地積の誤差は精度区分の許容範囲内である。)

(問 5) 下図のように実線を筆界線とする平面上の多角形を成し、各筆界点の平面直角座標が与えられた甲と乙の土地がある。この土地について次の各問に答えなさい。ただし、いずれも四捨五入しないままの値とする。

(1) 甲と乙の土地を併せた多角形A B C D E F Gの面積を求めなさい。

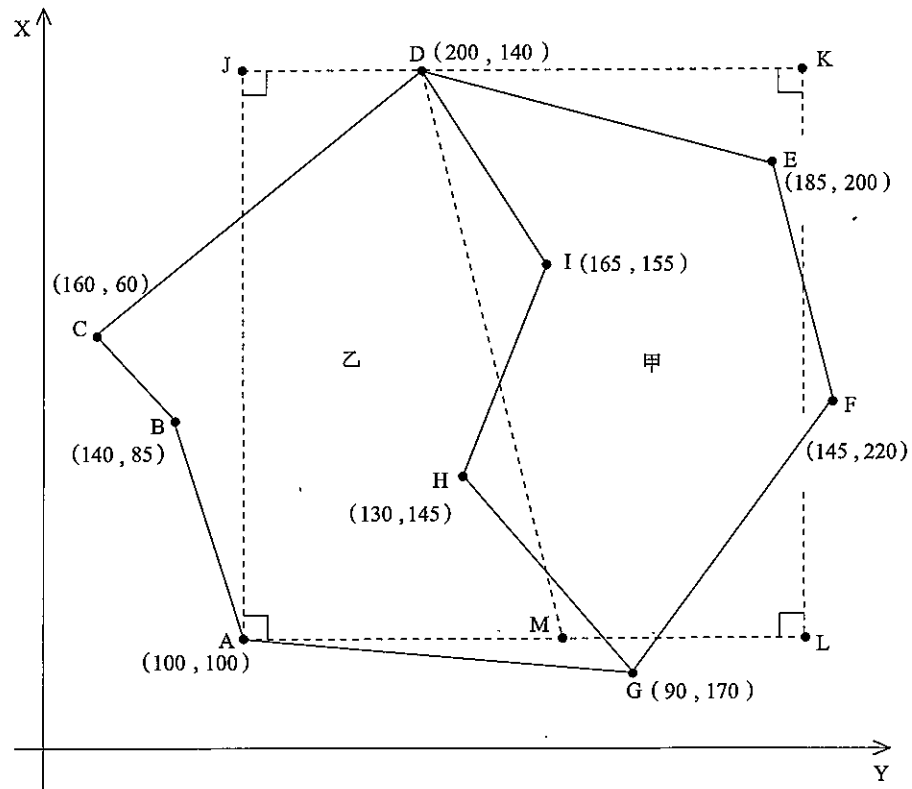
面積 =  m<sup>2</sup>

(2) 甲と乙の土地を併せた多角形A B C D E F Gの面積と等しくなるように、長方形A J K Lを定めるとき、辺D Kの長さを求めなさい。ただし、辺A JはX軸に平行で、辺J Kは点Dを通るものとする。

D K =  m

(3) 多角形D E F G H Iを成す甲の土地の面積と等しくなるように、台形D K L Mを定めるとき、辺L Mの長さを求めなさい。ただし、点Mは辺A L上にあるものとする。

L M =  m

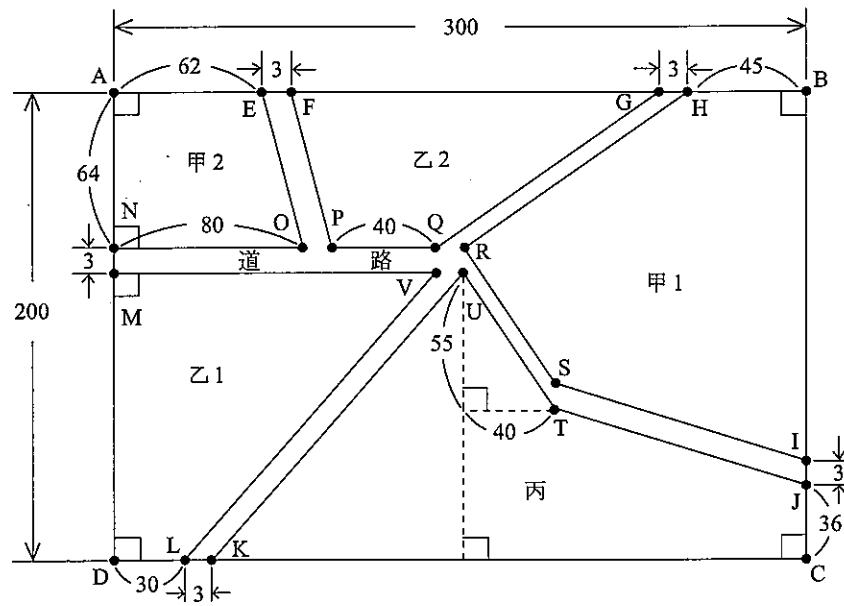


(注) 単位はmとする。

(問 6) 図1のように甲、乙、丙の所有する農地がある。また、甲2の土地は2分の1の地積を特に減ずる旨の申し出があった。これについて、図2のようなほ場整備事業の計画を立てて、共同減歩により農道を整備するとともに、農業用揚水機場の用地を創設することとした。このとき次の各問に答えなさい。

- (1) 換地交付率(%)を求めなさい。ただし、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求めるものとする。
- (2) (1)で求めた換地交付率を用いて、ほ場整備後(図2)の甲、乙、丙の換地交付基準地積を求めなさい。ただし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。
- (3) (2)のとき、ほ場整備後(図2)のyの値を求めなさい。ただし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。

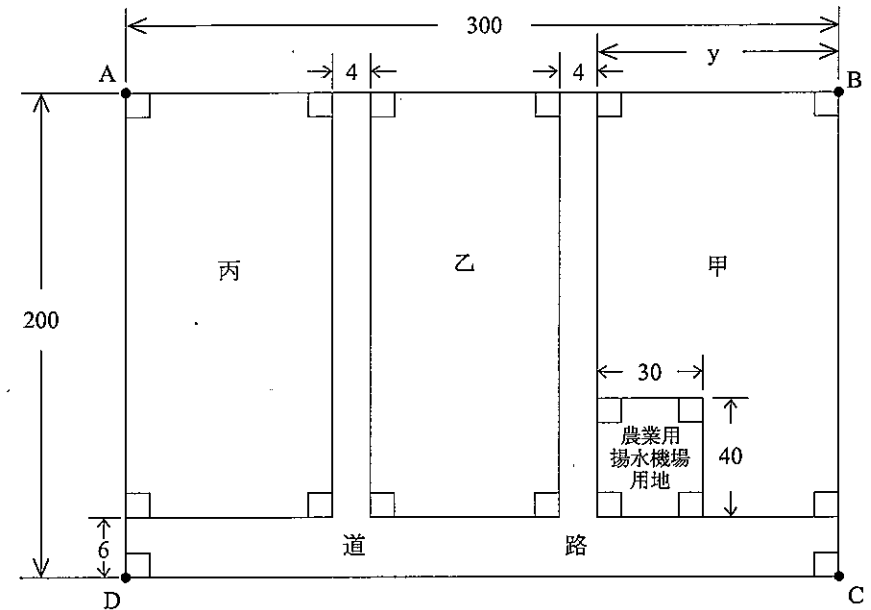
図1



A~Vは筆界点で、各境界線は直線である。  
 EOとFP、GQとHR、ISとJT、SRとTU、KUとLVはそれぞれ平行で等距離である。OとPは、NQ上において、NQはMVと平行で等距離である。

(注) 単位はmとする。

図2

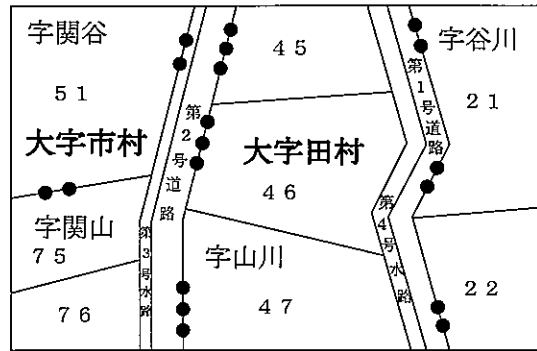


(注) 単位はmとする。

現 形 図  
従前の土地の明細  
換 地 図  
換 地 の 明 細

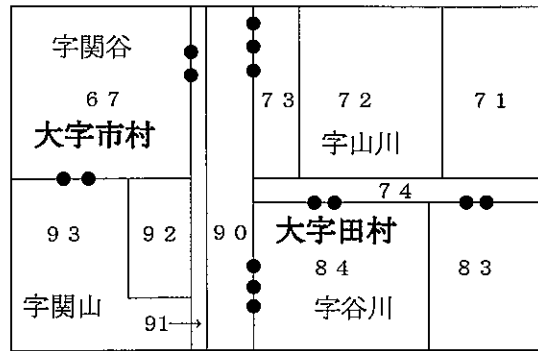
1. 現形図

所在 一条市



3. 換地図

所在 一条市



凡例	
大字界	
字界	

(注)

- (1) 現形図及び換地図の道路・水路は、農業機械の継続作業をするための横断が可能なものとする。
- (2) 各図面は各土地の配置を示すものであり、縮尺は一定していない。

2. 従前の土地の明細(大字、字名は現形図参照)

所有権登記の有無	地番	地目	用途	地積(m <sup>2</sup> )	評定		換地交付基準額(円)	換地交付基地積(m <sup>2</sup> )	所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限	所有者の住所氏名	耕作者の住所氏名
					等位	価額(円)					
無	22	田	田	1,303	6	2,606,000	2,930,456	1,210		一条市大字田村723番地 山田 明	
	45	田	田	1,109	5	2,328,900	2,605,049	1,030		同上	
	75	田	田	967	6	1,934,000	2,174,790	898		同上	
	47	田	田	2,224	6	4,448,000	5,001,792	2,065	(登) 抵当権	一条市大字田村546番地 吉村 豊	
	51	田	田	2,226	6	4,452,000	5,006,290	2,067	賃借権	同上	一条市大字市村773番地 角田 広秋
	46	田	田	2,126	7	4,039,400	4,410,172			一条市大字田村377番地 佐々木 道夫	
				637m <sup>2</sup> を特に減じた		1,489	2,829,100	1,383			
	76	田	田	843	4	1,854,600	2,064,513	783		同上	
	21	畑	畑	1,825	8	3,285,000	3,739,438	1,695		一条市大字市村773番地 角田 広秋	
計				12,623		24,947,900	27,932,500	11,131			
内 訳		田	田	10,798		21,662,900	24,193,062	9,436			
		畑	畑	1,825		3,285,000	3,739,438	1,695			
第1号道路	公衆用道路	道路		749						一条市	
第2号道路	公衆用道路	道路		922						一条市	
第3号水路	用悪水路	水路		327						一条市	
第4号水路	用悪水路	水路		379						一条市	
計				2,377							
合計				15,000		24,947,900	27,932,500	11,131			

4. 換地の明細(大字、字名は換地図参照)

地番	地目	用途	地積(m <sup>2</sup> )	評定		所有者の氏名	耕作者の氏名
				等位	価額(円)		
83	田	田	1,226	2	2,942,400	山田 明	
72	田	田	1,965	2	4,716,000	同上	
67	田	田	2,476	1	6,190,000	吉村 豊	角田 広秋
93	田	田	2,044	3	4,701,200	同上	
84	田	田	2,162	1	5,405,000	佐々木 道夫	
71	畑	畑	1,258	4	2,767,600	角田 広秋	
小計			11,131		26,722,200		
73	田	田	637	7	1,210,300	一条市船本3丁目7番4号 松尾 勉	
92	宅地	農業用揚水機場	605.00			一条市高島5丁目3番1号 富士田土地改良区	
計			12,373		27,932,500		
内 訳	田	田	10,510		25,164,900		
	畑	畑	1,258		2,767,600		
	宅地	農業用揚水機場	605.00				
74	公衆用道路	道路	945			一条市	
90	公衆用道路	道路	1,227			一条市	
91	用悪水路	水路	455			一条市	
計			2,627				
合計			15,000		27,932,500		

[別紙 2]

## 登記事項証明書

表題部 (土地の表示)		調製	平成14年7月8日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	森海郡西山町大字東端字上野			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
142番3	畑		714	③142番3、142番8に分筆 〔昭和40年5月7日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年7月8日	
余白	余白		741	③錯誤 〔平成21年10月23日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和42年9月28日 第21284号	原因 昭和33年12月20日相続 所有者 森海郡西山町大字原田字篠田52番地 野田明 順位11番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成10年11月20日 第8277号	原因 平成10年9月12日住所移転 住所 青木市東洋町神明188番地
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年7月8日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地役権設定	昭和46年6月14日 第157784号	原因 昭和46年4月25日設定 目的 地役権者はこの土地に電線路の支持物を除く送電線路を設置し、並びにその保全のためこの土地に入ることができる。地役権設定者はこの土地に送電線路の最下垂時における電線から3mの範囲に入る建造物の築造または工作物の設置、竹木の植栽ができない 範囲 東側45㎡ 要役地 大脇市形岡町大坪8番5 地役権図面第552号 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年7月8日
2	根抵当権設定	平成16年6月7日 第18709号	原因 平成16年5月20日設定 極度額 金2,000万円 債権の範囲 消費貸借取引 当座貸越取引 売買取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債務者 青木市東洋町神明188番地 野田明 根抵当権者 森海郡西山町大字東端字上野10番地 西山農業協同組合 共同担保 目録(か) 第477号 順位2番の登記を移記

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 〇〇〇〇〇 1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成14年7月8日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	森海郡西山町大字東端字上野			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
150番2	田		248	150番から分筆 〔昭和48年10月9日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年7月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	昭和56年2月4日 第1897号	原因 昭和56年2月4日売買 共有者 森海郡東田町大字土田字玉野88番地持分3分の1 板谷時雄 森海郡東田町大字土田字玉野88番地持分3分の1 板谷逸子 森海郡東田町大字土田字玉野88番地持分3分の1 板谷愛子 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年7月8日
2	板谷逸子持分全部移転	平成16年7月23日 第24876号	原因 平成16年5月15日相続 森海郡東田町大字土田字玉野88番地持分3分の1 板谷愛子
3	所有権移転請求権仮登記	平成18年11月14日 第35147号	原因 平成18年11月12日売買予約 権利者 森海郡西山町大字鹿島字屋敷16番地 齋藤悦男
	余白	余白	余白

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地上権設定	昭和62年10月19日 第11684号	原因 昭和62年9月10日設定契約 目的 農業用水路所有のため 範囲 東京湾平均海面の上24・40メートルから12・30メートルの間 存続期間 60年 地代 金34万2,500円 支払方法 一時払 特約 1、地上権設定の範囲を掘削し、又は形質を変更しないものとする。2、地上に1平方メートル当り1・5トン以上の荷重をかけてはならない。3、この土地に建物又は堅固な工作物を設置する場合は事前に同意を得ること。 地上権者 農林水産省 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年7月8日

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 〇〇〇〇〇 1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成14年7月8日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	森海郡西山町大字東端字上野			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
180番	池沼	438		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年7月8日	
所有者	村岡竹松外12名				

表題部 (土地の表示)		調製	平成16年10月15日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	丹陽郡浅野町大字堀越字平島			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
22番5	田	522		22番1から分筆 〔昭和48年4月14日〕	
余白	余白	413		昭和54年4月21日一部地目変更 ③22番5、22番6に分筆 〔昭和54年6月14日〕	
余白	余白	422		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和62年6月17日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年10月15日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転請求権仮登記	昭和50年2月25日 第6304号	原因 昭和50年2月22日売買予約 権利者 丹陽郡浅野町大字中川字北ノ坪 55番地 後 藤 清 順位2番の登記を移記
	所有権移転	昭和51年9月13日 第24158号	原因 昭和51年9月5日売買 所有者 平島市川名町高見43番地 佐野直子 順位2番の登記を移記
付記1号	1番所有権移転請求権の移転	昭和50年2月25日 第6305号	原因 昭和50年2月25日売買 権利者 平島市川名町高見43番地 佐野直子 順位2番付記1号の登記を移記
2	所有権移転請求権仮登記	平成13年10月4日 第31014号	原因 平成13年10月1日売買予約 権利者 丹陽郡外崎町大字大井字北川田 41番地 安藤勇雄 順位3番の登記を移記
	所有権移転	平成17年4月25日 第11285号	原因 平成15年4月25日売買 所有者 丹陽郡外崎町大字大井字北川田 41番地 安藤勇雄
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年10月15日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和58年9月1日 第25732号	原因 昭和57年6月19日農協取引契約昭和 58年8月29日設定 元本極度額 金500万円 利息 日歩2銭6厘以内 損害金 日歩4銭 債務者 平島市川名町高見43番地 佐野春雄

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に記載されている事項はない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 〇〇〇〇〇〇 1/1

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 〇〇〇〇〇〇 1/2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			根抵当権者 丹陽郡浅野町大字中川字羽根6番地 浅野町農業協同組合 共同担保 目録(お)第798号 順位1番の登記を移記
2	1番根抵当権抹消	昭和60年6月10日 第15085号	昭和60年6月10日解除
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年10月15日
3	抵当権設定	平成18年12月25日 第28052号	原因 平成18年12月24日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,700万円 利息 年1・40% (年365日日割計算) 損害金 年14・0% (年365日日割計算) 債務者 丹陽郡外崎町大字大井字北川田41番地 安藤 勇雄 抵当権者 春岡市桜二丁目11番10号 株式会社春岡銀行 共同担保 目録(く)第7284号
4	抵当権設定	平成18年12月25日 第28054号	原因 平成18年12月24日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,950万円 利息 年2・575% (年365日日割計算) 損害金 年14・0% (年365日日割計算) 債務者 丹陽郡外崎町大字大井字北川田41番地 安藤 節子 抵当権者 春岡市桜二丁目11番10号 株式会社春岡銀行 共同担保 目録(く)第7285号

表題部 (土地の表示)		調製	平成16年10月15日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	丹陽郡浅野町大字堀越字平島			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
51番	畑		388	余白	
51番1	田		355	年月日不詳一部地目変更 ①③51番1、51番2に分筆 国土調査による成果 〔昭和62年6月17日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年10月15日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権一部移転	昭和52年10月15日 第23212号	原因 昭和52年9月20日売買 共有者 丹陽郡浅野町大字高城字宮前18番地 持分4分の1 堀江正彦 丹陽郡浅野町大字高城字宮前18番地 持分4分の1 堀江容子 順位2番の登記を移記
2	大林秋雄持分全部移転	平成9年8月29日 第3817号	原因 平成9年8月25日交換 共有者 丹陽郡浅野町大字高城字宮前18番地 持分4分の1 堀江正彦 丹陽郡浅野町大字高城字宮前18番地 持分4分の1 堀江容子 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年10月15日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	堀江正彦持分根抵当権設定	平成10年7月30日 第23745号	原因 平成10年7月21日設定 極度額 金3,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形貸付取引 証書貸付取引 手形割引取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債務者 丹陽郡浅野町大字高城字宮前18番地 堀江正彦 根抵当権者 春岡市塩畑町神田22番地 春岡農業協同組合 共同担保 目録(つ)第4700号 順位5番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年10月15日

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇〇

2 / 2

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇〇

1 / 1

表題部 (土地の表示)		調製	平成16年10月15日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	丹陽郡浅野町大字堀越字平島			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
121番2	田	579		121番から分筆 国土調査による成果 〔昭和62年6月17日〕	
余白	雑種地	余白		②平成10年3月27日変更 〔平成10年3月31日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年10月15日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和57年6月19日 第12487号	原因 昭和57年3月19日贈与 所有者 千秋市重吉町新田884番地 大島 一郎 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示更正	平成5年12月14日 第38452号	原因 錯誤 住所 千秋市重吉町新田844番地 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年10月15日
2	差押	平成21年1月23日 第8441号	原因 平成21年1月23日〇〇地方裁判所港 支部担保不動産競売開始決定 債権者 〇〇県春岡市塩畑町神田22番地 春岡農業協同組合

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成6年2月8日 第10156号	原因 平成6年12月18日金銭消費貸借予 約平成6年2月1日設定 債権額 金2,140万円 利息 年2・60% (年365日日割計算) 損害金 年14・5% (年365日日割計算) 債務者 千秋市重吉町新田844番地 大島 一郎 抵当権者 旗市中央区則武一丁目9番10号 住宅金融公庫 (取扱店 〇〇県信用農業協同組合連 合会) 共同担保 目録(に) 第5189号 順位2番の登記を移記
2	1番抵当権抹消	平成10年10月8日 第22986号	原因 平成10年10月8日解除
3	抵当権設定	平成11年9月7日 第19889号	原因 平成11年9月7日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金5,000万円 利息 年2・625% (年365日日割計算) 損害金 年14・0% (年365日日割計算) 債務者 千秋市重吉町新田844番地 大島 一郎

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇〇

1/2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			抵当権者 春岡市塩畑町神田22番地 春岡農業協同組合 共同担保 目録(て) 第875号 順位3番の登記を移記
4	抵当権設定	平成11年12月21日 第28124号	原因 平成11年12月21日金銭消費貸借同 日設定 債権額 金5,000万円 利息 年2・625% (年365日日割計算) 損害金 年14・0% (年365日日割計算) 債務者 千秋市重吉町新田844番地 大島 一郎 抵当権者 春岡市塩畑町神田22番地 春岡農業協同組合 共同担保 目録(て) 第948号 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年10月15日

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇〇

2/2

<b>表題部</b> (土地の表示)		調製	平成16年10月15日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	丹陽郡浅野町大字堀越字平島			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
155番2	畑	314		③155番2、155番5に分筆 国土地調査による成果 〔昭和62年6月17日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年10月15日	

<b>権利部 (甲区) (所有権に関する事項)</b>			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和38年4月9日 第9487号	原因 昭和33年5月27日相続 所有者 丹陽郡豊永町大字立川字郷中19 番地 加藤 勇 順位2番の登記を移記
2	条件付所有権移転仮登記	昭和42年11月27日 第11246号	昭和42年11月11日売買 (条件 農地法第5 条の許可) 権利者 丹陽郡外崎町大字石畑字本郷21 番地 伊藤 秀雄 順位3番の登記を移記
	余白	余白	余白
付記1号	2番条件付所有権の移転	昭和45年12月15日 第23108号	原因 昭和45年12月10日売買 権利者 丹陽郡三谷町大字東畑字寺前55 番地 持分3分の2 鈴木 幸三 春田市落合町原田60番地の1 持分3分の1 鈴木 豊 順位3番付記1号の登記を移記
3	所有権移転	昭和50年5月28日 第18745号	原因 昭和50年4月21日売買 権利者 丹陽郡三谷町大字東畑字寺前55 番地 持分3分の2 鈴木 幸三 春田市落合町原田60番地の1 持分3分の1 鈴木 豊 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年10月15日

<b>権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)</b>			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	賃借権設定仮登記	昭和45年12月21日 第23888号	原因 昭和45年12月11日設定 借賃 1年金1万2,000円 支払期 毎月末日 存続期間 契約日から満5年 特約 譲渡、転貸ができる 権利者 丹陽郡三谷町大字東畑字寺前55 番地 鈴木 幸三 順位3番の登記を移記
	余白	余白	余白
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年10月15日

[別紙 3]

除 籍 謄 本  
原 戸 籍 謄 本  
全 部 事 項 証 明 書

除籍

本籍

〇〇懸茶屋郡大原町大字伏美字岩田式拾八番地

前戸主

谷仙吉

田中さとし婚姻届出明治参拾六年六月拾日受附印

大正六年壹月式拾五日前戸主仙吉隠居二因り家督相続届出同日受

附印

昭和式拾年壹月式拾壹日午後参時茶屋郡大原町大字伏美字畑中七

百四拾五番地二於て死亡同居者谷さとし届出同月式拾参日受附印

昭和式拾壹年五月拾六日谷彰一ノ家督相続届出アリタル二因り本戸籍

ヲ抹消ス印

戸主

谷吉三郎

前戸主

谷仙吉

長男

父

谷仙吉

母

たよ

長男

生出  
明治拾年壹月八日

明治六年貳月七日相続印

隠居届出大正六年壹月式拾五日受附印

大正九年壹月拾六日午後四時本籍二於て死亡戸主谷吉三郎届出同

月拾七日受附印

父

父 亡 谷 金之助

母 亡 惣以

長男

生出  
安政参年貳月式拾日

明治八年貳月四日茶屋郡伏美村瀝美彦佐工門長女入籍ス印

家督相続届出ト共に父母ノ氏名届出ニ付進完印

大正六年拾月式拾九日午後五時茶屋郡大原町大字伏美字山川二十

八番地二於て死亡戸主谷吉三郎届出拾壹月貳日受附印

母

父 亡 瀝美彦佐工門

母 亡 くふ

長女

生出  
安政貳年貳月式拾貳日

たよ

<p>茶屋郡桜井村参番戸主田中安松妹明治参拾六年六月拾日谷吉三郎卜婚姻届出同日入籍⑩</p>											
<p>明治参拾七年六月拾壹日出生届出同日受附入籍⑩</p>											
<p>出生事項中出生ノ場所茶屋郡伏美村参拾四番戸出人父谷吉三郎右身分登記ニ依リ記載⑩</p>											
<p>茶屋郡宮村大字神田字郷中壹五番地福田仁卜婚姻届出大正拾年八月拾五日宮村長伸武雄受附同月拾八日送付除籍⑩</p>											
<p>大正元年拾月拾五日出生届出同日受附入籍⑩</p>						<p>出生事項中出生ノ場所茶屋郡大原町大字伏美参拾四番戸出人父谷吉三郎右身分登記ニ依リ記載⑩</p>					
<p>浜口房江卜婚姻届出昭和七年五月四日受附⑩</p>						<p>三浦大さ卜婚姻届出昭和拾六年壹月拾八日桜田市長田中利一受附同月参拾日送付⑩</p>					
<p>○〇奥浅井郡羽根町羽根七百番地戸主平野十郎養女(實家戸主)〇奥浅井郡北浜口村豊和五百八拾七番地浜口寅吉養父平野十郎養母(志)昭和七年五月四日谷彰一卜婚姻届出同日入籍⑩</p>											
<p>昭和拾叁年貳月貳拾参日午後参時貳拾分桜田市飯村町字福田参拾七番地ニ於テ死亡同居者谷彰一届出同月貳拾六日桜田市長大田義男受附同月貳拾八日送付⑩</p>											
<p>婦</p>						<p>男 長</p>					
<p>生出</p>		<p>父 浜口 寅吉</p>		<p>母 みるさ</p>		<p>生出</p>		<p>父 谷 吉 三 郎</p>		<p>母 さ と</p>	
<p>大正叁年貳月拾七日</p>		<p>房 江</p>		<p>長男 彰一妻</p>		<p>大正元年拾月九日</p>		<p>彰 一</p>		<p>こと</p>	
		<p>女長</p>						<p>男長</p>		<p>女長</p>	
<p>妻</p>						<p>女 長</p>					
<p>生出</p>		<p>父 谷 吉 三 郎</p>		<p>母 さ と</p>		<p>生出</p>		<p>父 亡 田 中 忠 一 朗</p>		<p>母 ゆ う</p>	
<p>明治拾叁年参月拾日</p>		<p>と と</p>				<p>明治参拾七年六月八日</p>		<p>と と</p>		<p>女参</p>	

按田市秋口町百七拾貳番地二於子出生父谷彰一母房江届出昭和七年拾月拾六日受附入籍⑩

昭和七年拾月貳拾日午後參時按田市秋口町百七拾貳番地二於子死亡户主谷吉三郎届出同月貳拾七日受附⑩

按田市秋口町百七拾貳番地二於子出生父谷彰一届出昭和八年拾月貳拾五日受附入籍⑩

按田市仲田町字名神五百貳番地户主三浦加一妹大さ 子父谷彰一認知届出昭和拾六年貳月貳拾七日按田市長田中利一受附同月貳拾八日送付入籍⑩

昭和拾六年壹月貳拾八日父谷彰一母大さノ婚姻二因リ嫡出子ト爲ル⑩

按田市仲田町字名神五百貳番地户主三浦加一妹昭和拾六年壹月貳拾八日谷彰一ト婚姻届出同月參拾日入籍⑩

孫				孫				孫								
父	谷	彰	一	父	谷	彰	一	父	谷	彰	一	母	房	江		
母	三	浦	大	母	房	江	母	房	江	父	谷	彰	一	母	房	江
女長				男	武			男	武			男長				
由美子				光男				秋雄								
父	亡	三	浦	父	谷	彰	一	父	谷	彰	一	父	谷	彰	一	
母	み	よ		母	房	江		母	房	江		母	房	江		
家族トノ続柄	長男 彰一妻															
生出	昭和拾壹年壹月貳日			生出	昭和八年拾貳月拾壹日			生出	昭和七年拾月拾貳日			生出	昭和四拾貳年六月貳拾日			



桜田市秋口町百七拾貳番地二於之出生父谷彰一屆出昭和拾七年七  
 月壹日桜田市長田中利一受附同月四日送付入籍印

孫

正弘

父	谷
母	彰一
男	参

生出  
 昭和拾七年六月貳拾日

父	
母	

生出

父	
母	

生出

父	
母	

生出

改正原戸簿

<p>本籍</p> <p>〇〇懸茶屋郡大原町大字伏美字岩田式拾八番地</p> <p>茶屋郡大原町大字伏美参拾四番戸二於テ出生父谷吉三郎届出大正元年拾月拾五日受附入籍<sup>㊦</sup></p> <p>浜口房江卜婚姻届出昭和七年五月四日受附<sup>㊦</sup></p> <p>昭和拾参年式月式拾参日妻房江死亡<sup>㊦</sup></p> <p>三浦たき卜婚姻届出昭和拾六年壹月式拾八日按田市長田中利一受附同月参拾日送付<sup>㊦</sup></p> <p>昭和式拾年壹月式拾壹日前戸主吉三郎死亡に因リ家督相続届出昭和式拾壹年五月拾六日受附<sup>㊦</sup></p> <p>昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾参年拾壹月拾四日日本户籍改製<sup>㊦</sup></p> <p>昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾五年四月拾六日新たに户籍を編製したため本户籍削除<sup>㊦</sup></p>												
妻				母				主 戸				主 戸 前
生出		母		父		生出		母		父		前戸続柄
明治四拾貳年六月式拾日		たき		三浦 太吉		明治拾参年参月拾日		ゆう		亡 田中 忠一朗		長男
		女四						女参				男長
<p>大正元年拾月九日</p> <p>谷 彰 一</p> <p>大正元年拾月九日</p> <p>大正元年拾月九日</p>												
<p>茶屋郡按井村参番戸田中安松妹明治参拾六年六月拾日谷吉三郎卜婚姻届出同日入籍<sup>㊦</sup></p> <p>昭和式拾年壹月式拾壹日夫吉三郎死亡<sup>㊦</sup></p> <p>改製により新户籍編製につき昭和参拾参年拾壹月拾四日除籍<sup>㊦</sup></p> <p>按田市仲田町字名神五百式番地戸主三浦加一妹昭和拾六年壹月式拾八日谷彰一卜婚姻届出同月参拾日入籍<sup>㊦</sup></p>												

<p>桜田市秋口町百七拾貳番地二於て出生父谷彰一屆出昭和八年拾貳月式拾五日受附入籍<sup>㊦</sup></p>									
<p>桜田市秋口町百七拾貳番地二於て出生父谷彰一屆出昭和七年七月壹日桜田市長田中利一受附同月四日送付入籍<sup>㊦</sup></p>									
<p>父母との続柄変更につき昭和式拾四年四月拾五日筆頭者及父母との続柄長男と訂正す<sup>㊦</sup></p>									
<p>本籍に於て出生父谷彰一屆出昭和式拾壹年五月九日受附入籍<sup>㊦</sup></p>									
<p>父母との続柄変更につき昭和式拾四年四月拾五日筆頭者及父母との続柄二男と訂正す<sup>㊦</sup></p>									
男 四二					男 参長				
生出	和夫				生出	正弘			
昭和式拾壹年五月五日					昭和拾七年六月式拾日				
	母	父			母	父			
	たき	谷 彰 一			たき	谷 彰 一			
	男 四二				男 参長				
<p>桜田市仲田町字名神五百貳番地戸主三浦加一妹たき、子父谷彰一認知届出昭和拾六年式月式拾七日桜田市長田中利一受附同月式拾八日送付入籍<sup>㊦</sup></p>									
<p>昭和拾六年壹月式拾八日父母婚姻<sup>㊦</sup></p>									
<p>古賀紀夫と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和参拾参年参月拾八日金山町長受附同年参月式拾貳日送付金山郡金山町大字柳原字古城三十番地に新戸籍編製につき除籍<sup>㊦</sup></p>									
女 長					男 式				
生出	由美子				生出	光男			
昭和拾壹年壹月式日					昭和八年拾貳月式拾壹日				
	母	父			母	父			
	たき	谷 彰 一			たき	谷 彰 一			
	女 長				男 式				

除籍

本籍

〇〇県茶屋郡大原町大字伏美字岩田式拾八番地

氏名

谷 彰 一

昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾参

年拾壹月拾四日改製につき昭和参拾五年四月拾六日本

戸籍編製

平成拾年拾月式拾日削除

大正元年拾月九日茶屋郡大原町大字伏美参拾四番戸で出生父吉三郎届

出同月拾五日受附入籍

三浦たきと婚姻届出昭和拾六年壹月式拾八日櫻田市長田中利一受附同

月参拾日送付

平成八年七月九日午後四時五分茶屋郡大原町で死亡同月拾日親族谷光

男届出除籍

父	亡 谷 吉三郎
母	さと
夫	彰 一
生 出	大正元年拾月九日
男長	

昭和拾六年壹月式拾八日谷彰一と婚姻届出櫻田市仲田町字名神五百式  
番地三浦加一戸籍より同月参拾日入籍

平成七年拾月拾五日午後四時参分櫻田市で死亡同月拾八日親族谷光男  
届出同月式拾壹日同市長から送付除籍

父	亡 三 浦 太 吉
母	みよ
妻	たき
生 出	明治四拾貳年六月式拾日
女四	

昭和八年拾貳月式拾壹日櫻田市秋口町百七拾貳番地で出生父谷彰一届  
出同月式拾五日受附入籍

伊藤典子と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和参拾九年拾月五日受附茶屋  
郡大原町大字伏美字岩田式拾八番地に新戸籍編製につき除籍

父	谷 彰 一
母	亡 房 江
光 男	
生 出	昭和八年拾貳月式拾壹日
男二	

																				昭和拾七年六月貳拾日桜田市秋口町百七拾貳番地で出生父谷彰一届出 同年七月壹日同市長受附同月四日送付入籍㊦				父		谷 彰一		男長
																				鈴木陽子と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和四拾年五月拾七日羽根市 南区長受附同月貳拾日送付羽根市南区永田町八拾八番地に新戸籍編製 につき除籍㊦				父		正 弘		
																				昭和貳拾壹年五月五日本籍で出生父谷彰一届出同月九日受附入籍㊦ 下村幸子と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和四拾五年参月貳拾壹日桜 田市長受附同月貳拾四日送付茶屋郡大原町大字伏美字岩田貳拾八番地 に新戸籍編製につき除籍㊦				母		た き		男二
																				出生		昭和拾七年五月五日						
										父		和 夫																
										母																		
																				出生						父		
										母																		
																				出生						父		
										母																		
																				出生						父		
										母																		

改製原戸簿

平成六年法務省令第五十一号附則第一条第一項  
による改製につき平成拾貳年拾貳月貳拾日削除

本籍		氏名	
〇〇県茶屋郡大原町大字伏美字岩田貳拾八番地		谷 光 男	
婚姻の届出により昭和参拾九年拾月五日夫婦につき本 戸籍編製			
昭和八年拾貳月貳拾壹日桜田市秋口町百七拾貳番地で出生父谷彰一 出同月貳拾五日受附入籍	父	谷 彰 一	男二
伊藤典子と婚姻届出昭和参拾九年拾月五日受附茶屋郡大原町大字伏美 字岩田貳拾八番地谷彰一戸籍より入籍	母	亡 房 江	
平成参年貳月拾八日妻死亡	未	光 男	
昭和拾貳年壹月五日茶屋郡出口村大字出口字萩原貳拾九番地で出生父 伊藤良太郎届出同月八日受附入籍	父	伊 藤 良 太 郎	女長
昭和参拾九年拾月五日谷光男と婚姻届出茶屋郡大原町大字出口字秋口 四番地伊藤良太郎戸籍より同日入籍	母	た え	
平成参年貳月拾八日午後九時貳拾分茶屋郡大原町で死亡同月貳拾日親 族谷光男届出除籍	妻	典 子	
昭和四拾壹年五月拾日茶屋郡大原町大字加治字奥池六拾四番地で出生 父谷光男届出同月拾参日受附入籍	父	谷 光 男	女長
平成元年拾月拾日大島和弘と婚姻届出茶屋郡大原町大字馬場字山王貳 五番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍	母	典 子	
出生	出生	昭和拾貳年壹月五日	
昭和四拾壹年五月拾日	咲 子		

昭和四拾四年四月四日茶屋郡茶屋町大字塩尻字平和拾参番地で出生  
父谷光男届出同月拾日受附入籍⑩

父 谷 光 男  
母 典 子  
男長

克 明

生出 昭和四拾四年四月四日

父 母

生出

父 母

生出 父 母

生出

改製原戸簿

平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項  
による改製につき平成拾貳年拾貳月拾日削除

本籍		〇〇県茶屋郡大原町大字伏美字岩田貳拾八番地		氏名		谷和夫	
婚姻の届出により昭和四拾五年参月貳拾四日夫婦につき本戸籍編製		昭和貳拾壹年五月五日茶屋郡大原町大字伏美字岩田貳拾八番地で出生		父		谷 彰一	
父谷彰一届出同月九日受附入籍		下村幸子と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和四拾五年参月貳拾壹日桜田市長受附同月貳拾四日送付茶屋郡大原町大字伏美字岩田貳拾八番地谷彰一戸籍より入籍		母		母 亡 たき	
昭和五拾参年参月七日午後参時貳拾分桜田市で死亡同月八日親族幸子届出同月拾貳日同市長から送付除籍		昭和五拾参年参月七日夫和夫死亡		夫		和 夫	
昭和貳拾参年七月貳拾壹日茶屋郡福島町大字下山字南畑百八拾九番地で出生父下村龍雄届出同月貳拾五日受附入籍		昭和四拾五年参月貳拾壹日谷和夫と婚姻届出茶屋郡福島町大字下山字南畑百八拾九番地の下村龍雄戸籍より同月貳拾四日入籍		父		下村 龍雄	
昭和四拾六年貳月拾八日桜田市で出生同月貳拾七日父届出参月貳日同市長から送付入籍		妻		母		房 枝	
昭和四拾六年貳月拾八日		幸子		父		谷 和夫	
秀和		昭和三拾参年七月貳拾壹日		母		幸子	
生 出		昭和三拾参年七月貳拾壹日		男長		女三	



本籍氏名	〇〇県茶屋郡大原町大字伏美字岩田28番地 谷 光男
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成12年12月20日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">除 籍</div>	【名】光男 【生年月日】昭和8年12月21日 【父】谷彰一 【母】谷房江 【続柄】二男
身分事項 出生	【出生日】昭和8年12月21日 【出生地】〇〇県桜田市 【届出日】昭和8年12月25日 【届出人】父
死亡	【死亡日】平成20年5月29日 【死亡時分】午後11時12分 【死亡地】〇〇県桜田市 【届出日】平成20年5月30日 【届出人】親族 谷克明
戸籍に記録されている者	【名】克明 【生年月日】昭和44年4月4日 【父】谷光男 【母】谷典子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和44年4月4日 【出生地】〇〇県茶屋郡茶屋町 【届出日】昭和44年4月10日 【届出人】父
	以下余白

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2の1) 全部事項証明

本籍氏名	〇〇県茶屋郡大原町大字伏美字岩田28番地 谷和夫
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成12年12月20日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">除籍</div>	【名】和夫 【生年月日】昭和21年5月5日 【父】谷彰一 【母】谷たき 【続柄】二男
戸籍に記録されている者	【名】幸子 【生年月日】昭和23年7月21日 【父】下村龍雄 【母】下村房枝 【続柄】三女
身分事項 出生	【出生日】昭和23年7月21日 【出生地】〇〇県茶屋郡福島町 【届出日】昭和23年7月25日 【届出人】父
戸籍に記録されている者  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">除籍</div>	【名】秀和 【生年月日】昭和46年2月18日 【父】谷和夫 【母】谷幸子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和46年2月18日 【出生地】〇〇県桜田市 【届出日】昭和46年2月27日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和46年3月2日 【受理者】〇〇県桜田市長

以下次頁

(2の2) 全部事項証明

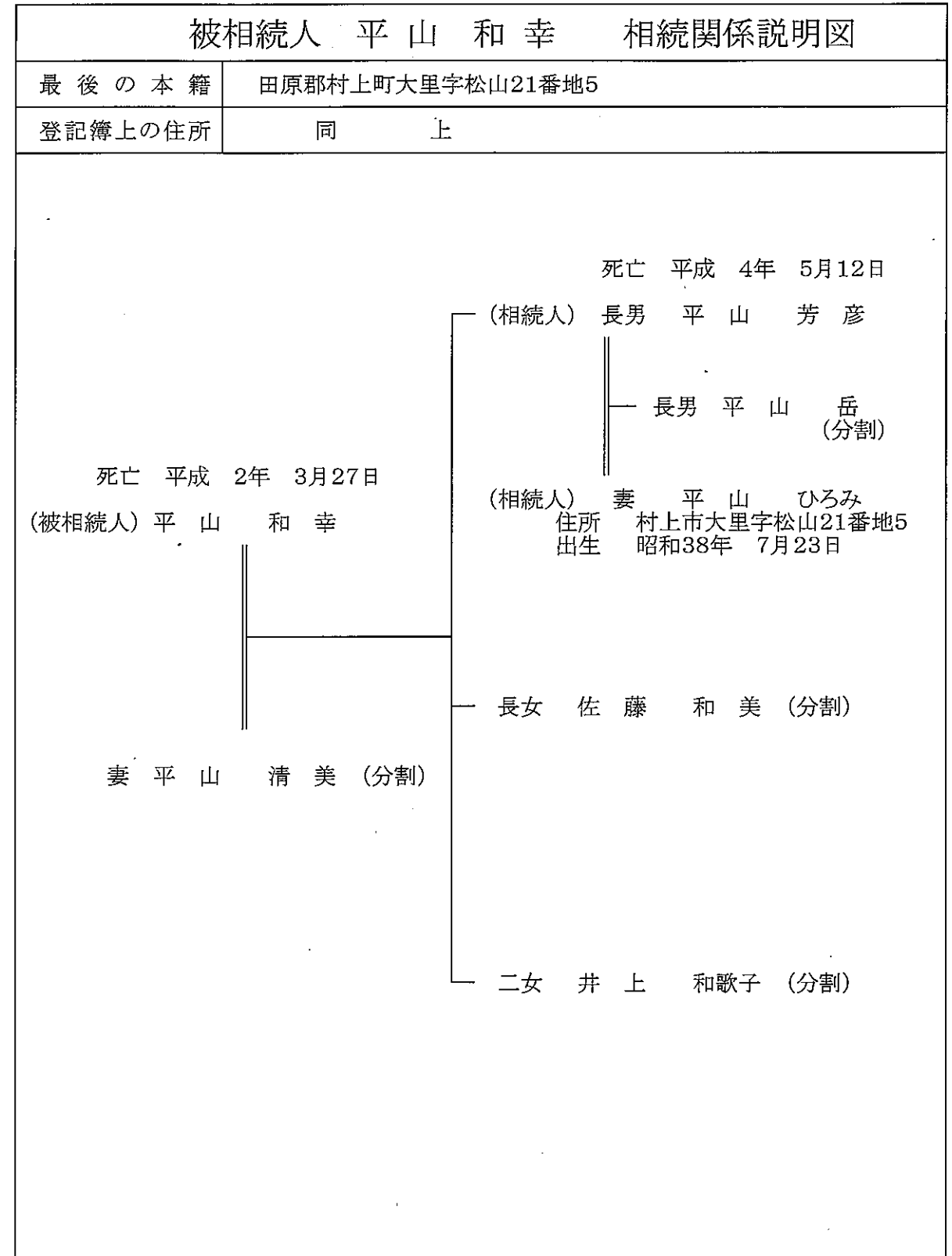
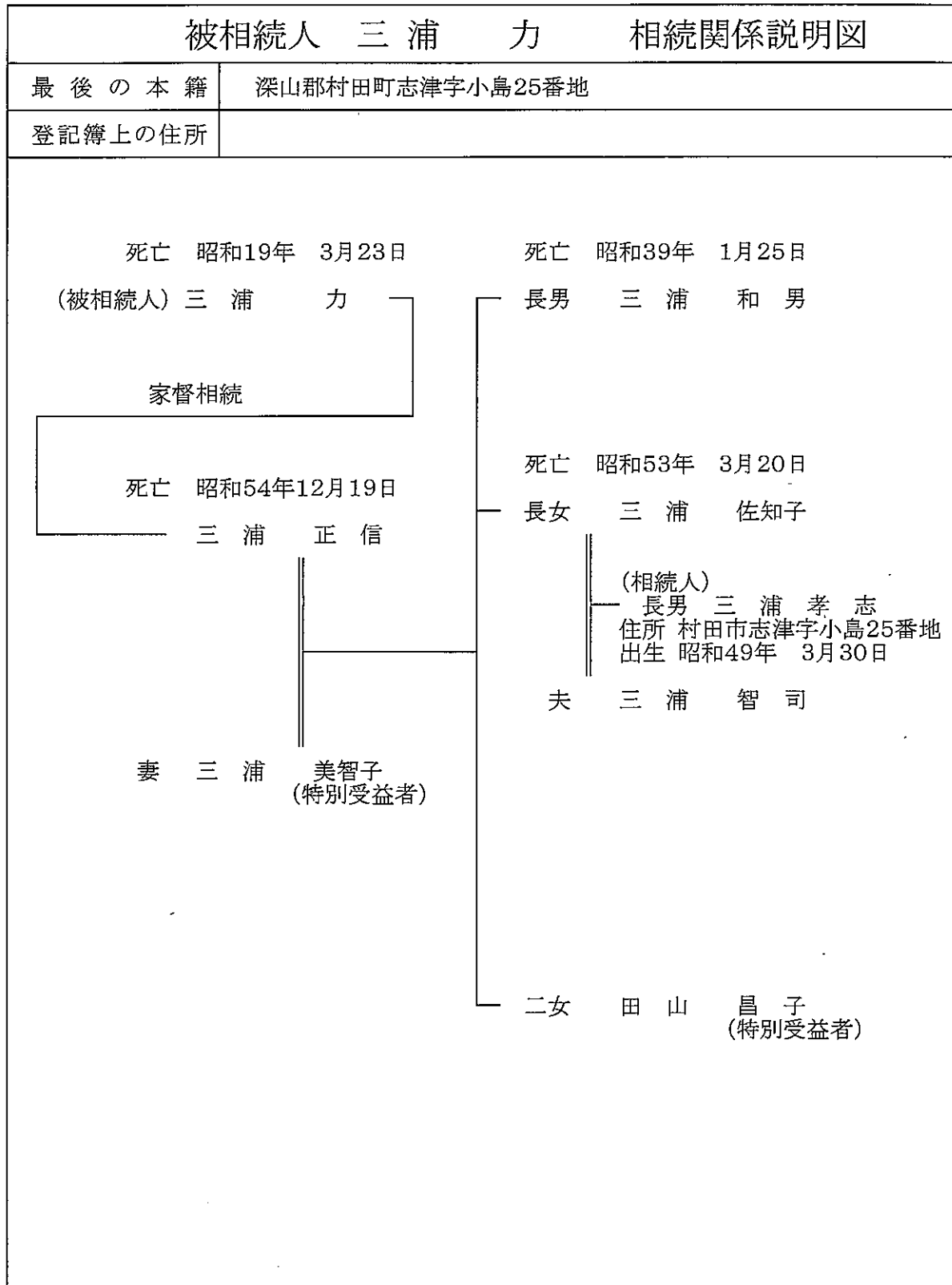
婚姻	【婚姻日】平成13年7月10日 【配偶者氏名】清水順子 【送付を受けた日】平成13年7月15日 【受理者】〇〇県天白市北区長 【新本籍】〇〇県天白市北区上更二丁目34番52号 【称する氏】夫の氏
	以下余白

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

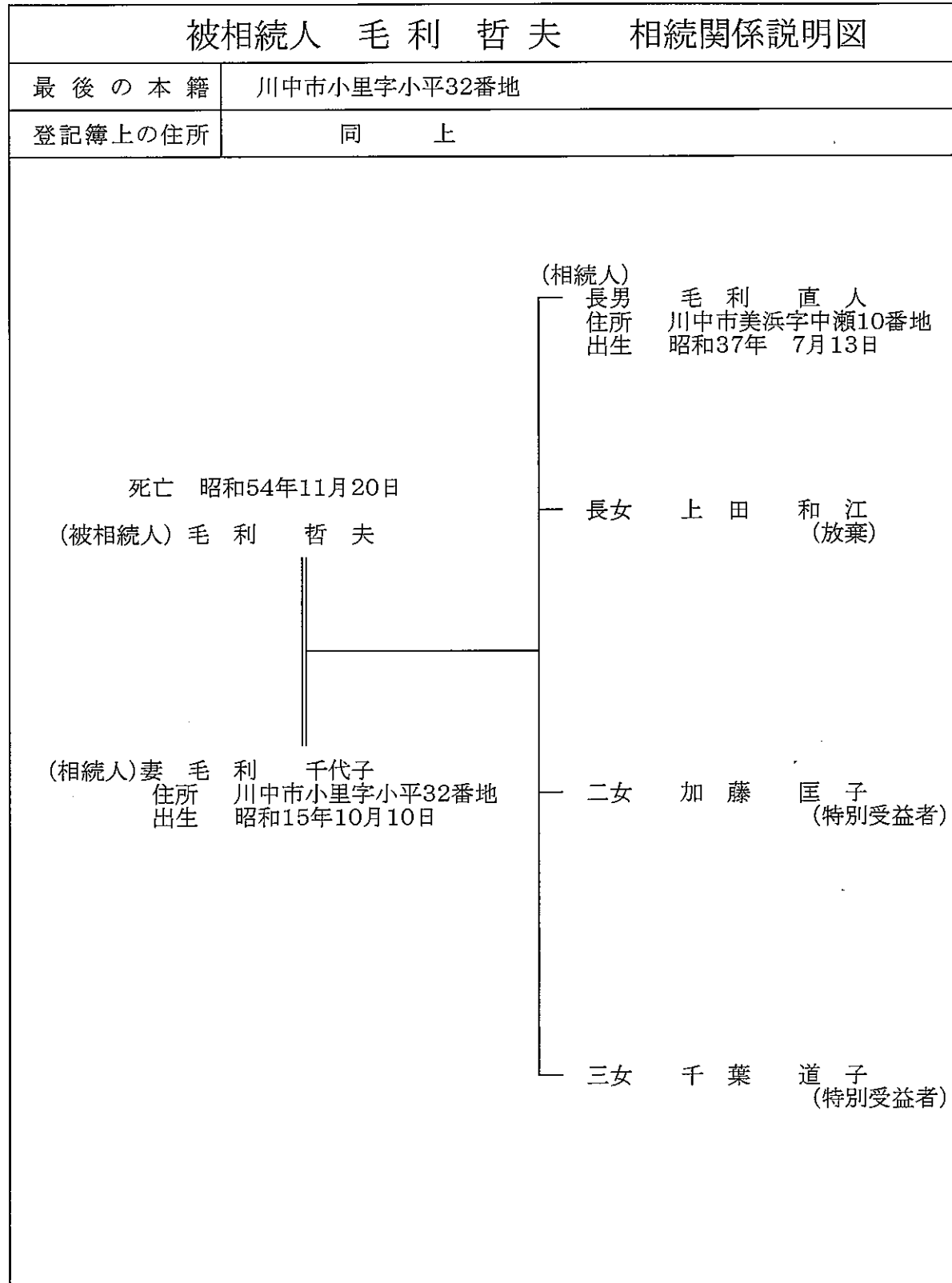
平成〇〇年〇〇月〇〇日

[別紙 4]

## 相 続 関 係 説 明 図



(その3)



[別紙 5]

## 所有權登記名義人関係書類

# 住民票

		住民とな った日	昭和48年 9月17日	住民票コード	省 略
氏 名	中田 まき子 松本 まき子	続 柄	子 妻	世 帯 主	中田 弘 松本 正幸
生年月日	昭和48年9月17日	性別	女	住所を 定めた 日	昭48.9.17
住 所	上田市子松字中山123番地		届 出 年 月 日	昭48.9.22	
本 籍 地	〇〇県上田市子松字中山123番地		筆 頭 者	中田 弘 松本 正幸	
前 転 出					
平11. 2. 1 改製により作成 平11.10.17 戸籍届出により修正					

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成00年0月00日

〇〇県上田市長〇〇 〇〇〇

市長  
印

# 戸籍を証する書類

(その1)

		(1の1)	個人事項証明
本 氏 名	〇〇県上田市子松字中山123番地 松本 まき子		
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成12年1月15日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製		
戸籍に記録されている者	【名】 まき子 【生年月日】 昭和48年9月17日 【配偶者区分】妻 【父】 中田弘 【母】 中田聡子 【続柄】 二女		
身分事項 出 生	【出生日】 昭和48年9月17日 【出生地】 〇〇県〇〇郡上田町 【届出日】 昭和48年9月22日 【届出人】 父		
婚 姻	【婚姻日】 平成11年10月17日 【配偶者氏名】 松本正幸 【従前戸籍】 〇〇県上田市子松字中山123番地 中田弘		
以下余白			

発行番号000000

これは、戸籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成00年0月00日

〇〇県上田市長 〇〇 〇〇〇

市長  
印

戸籍の附票

(1の1) 附票の個人証明			
氏名		本籍	
黒沢 正三		〇〇県川田市小川字中田11番地	
附票記録事由欄	平成17年12月5日改製		
名	住所	住所を定めた日	記録事項欄
正三	〇〇県豊川郡川田町八幡字渋田25番地	平成9年3月28日	
	〇〇県豊川郡川田町小川字中田11番地	平成17年9月9日	
	〇〇県川田市小川字中田11番地	平成17年9月9日	行政区画及び土地の名称変更 平成19年 4月 1日

発行番号000000

これは、戸籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成00年0月00日

〇〇県川田市長 〇〇 〇〇〇

市長印

住民票

住民となつた日		昭和45年 9月25日	住民票コード	省略
氏名	黒沢 正三		続世帯主	世帯主 黒沢 正三
生年月日	昭和45年9月25日	性別	男	柄
住所	川田市小川字中田11番地		住所を定めた日	平17. 9. 9 届出年月日 平17. 9.11
本籍	〇〇県川田市小川字中田11番地		筆頭者	黒沢 正三
従前転出	〇〇県豊川郡川田町小川字中田11番地		H19. 4. 1 名称変更	
平17. 9. 9転居届				

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成00年0月00日

〇〇県川田市長 〇〇 〇〇〇

市長印



[別紙 6]

# 地 積 測 量 図

座標求積表

地番 155-2				
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub> )Y <sub>n</sub>	距離
R47	-213799.351	318.176	-641.124640	17.523
R46	-213800.440	335.665	-1668.255050	60.001
R45	-213804.321	395.540	-2095.570920	22.814
R44	-213805.738	418.310	-95.374680	1.192
K289	-213804.549	418.388	3059.671444	100.342
K252	-213798.425	318.233	1654.175134	0.928
		倍面積	213.521288	
		面積	106.7606440	
		地積	106 m <sup>2</sup>	

地番 155-1				
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub> )Y <sub>n</sub>	距離
K257	-213811.870	317.402	-5807.504394	100.295
K290	-213817.648	417.530	2560.293960	11.936
R44	-213805.738	418.310	5574.817370	22.814
R45	-213804.321	395.540	2095.570920	60.001
R46	-213800.440	335.665	1668.255050	17.523
R47	-213799.351	318.176	-3636.751680	12.543
		倍面積	2454.681226	
		面積	1227.3406130	
		地積	1227 m <sup>2</sup>	

地番 155-1		
公簿	合計面積	誤差面積
1333	1334.1012570	1.1012570
	地積	1.10

(測量精度区分 甲3 許容範囲内)

許容値 = (0.10 + 0.02  $\sqrt[4]{1333}$ )  $\sqrt{1333}$  = 8.06m<sup>2</sup>

引照点座標

T-2 (プラ杭)	X座標	-213792.475
	Y座標	360.214
T-3 (プラ杭)	X座標	-213791.673
	Y座標	396.845

測地系	世界測地系 (第〇〇系)		
既知点の名称及び座標値	X座標	Y座標	備考
電子基準点 大山	-218716.954	935.472	金属標
四等三角点 山横	-202345.057	9668.560	みかげ石
四等三角点 丸木	-214159.417	-1853.456	みかげ石
公共座標取得日	平成22年6月2日		

